

在留資格「特定活動」について



在留資格「特定活動」

指定された内容を「確認」する方法

「特定活動」の具体的な内容

個々の外国人ごとに
活動内容が指定されます

(通常) (日本で生活されている方)
旅券に添付される「指定書」を確認

「告示」に定められています
(ただし告示外もあり)

告示 (※) に定めあり

一覧に記載

(※) 上陸許可の対象となる在留資格「特定活動」

申請予約システムでの予約対象

告示に定められていないもの
(告示外)

申請予約システムの予約対象外

在留資格「特定活動」告示一覧

(2023年1月時点)

告示1号・告示2号・告示2号の2
家事使用人（外交官等）

告示3号
台湾日本関係協会職員及びその家族

告示4号
駐日パレスチナ総代表部職員及びその家族

告示5号・告示5号の2
ワーキングホリデー

告示6号・告示7号
アマチュアスポーツ選手とその家族

告示8号
国際仲裁代理

告示9号
インターンシップ

告示10号
英国人ボランティア

告示12号
サマージョブ

告示15号
国際文化交流

告示16号～24号、27号～31号
インドネシア、フィリピン、ベトナム
二国間の経済連携協定（EPA）
看護師・介護福祉士関係

告示25号・告示26号
医療滞在とその同伴者

告示32号
外国人建設就労者

告示33号
高度専門職外国人の就労する配偶者

告示34号
高度専門職外国人又はその配偶者の親

告示35号
外国人造船就労者

告示36号
特定研究等活動

告示37号
特定情報処理活動

告示38号
特定研究等活動家族滞在活動

告示39号
特定研究等活動等の対象となる外国人研究者等の親

告示40号・告示41号
観光、保養を目的とする長期滞在者
とその同伴者

告示42号
製造業外国従業員受入事業における
特定外国従業員

告示43号
日系4世

告示44号・告示45号
外国人起業家とその配偶者

告示46号・告示47号
本邦大学卒業者とその配偶者等

告示48号・告示49号
オリンピック関係者とその配偶者

告示50号
スキーインストラクター

※ 告示11号、13号及び14号は削除

申請予約の「対象外」となる申請（予約できないお手続き）

よく質問をいただく具体例を紹介します

在留資格「短期滞在」から

他の在留資格へ

他の在留資格から

在留資格「短期滞在」へ

短期滞在

これらの申請

変更

変更

更新

在留資格「特定活動（告示外）」

「特定活動」告示外の具体例

特定活動（出国準備のための活動）

特定活動（継続就職活動）

特定活動（特定技能移行準備）

特定活動（帰国が困難な元中長期在留者）

- ◆ 特定活動（告示外）からの変更申請
- ◆ 特定活動（告示外）への変更申請
- ◆ 特定活動（告示外）の更新申請

変更

更新

その他には、在留資格「高度専門職」、「家族滞在（高度専門職の扶養を受ける者）」、告示2号、2号の2、33号、34号の在留資格認定証明書交付申請が対象外となります。これらの申請は2階の申請窓口をご利用いただきますようお願いいたします。



【ご参考】 ご予約までの流れ（申請等取次者向け）

Q 1 申請等取次者ですか？

A 1 はい（申請等取次者）

(※) 申請等取次者の説明はこちら↓

https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/nyuukokukanri07_00262.html

Q2-1 予約の「対象外」となる申請の有無

Q2-2 部門への「事前相談」が必要な申請 (※) の有無

A 2-1 対象外の申請はありません。

A 2-2 事前相談が必要な申請もありません。

または予約時間までに事前相談をして、確認をもらいます。

A 2-1 対象外の申請があります。

A 2-2 事前相談が必要な申請がありますが、予約時間までに審査部門へ事前の確認をもらうことができません。

(※) 詳細は東京入管HPをご確認ください

<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/tokyo/index.html>

予約できます



予約時間に4階Fカウンターに来庁して申請

予約できません

2階Bカウンターに来庁して申請